

教育委員会提出議案

第34号議案

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和4年11月21日

豊島区教育委員会教育長 金子 智 雄

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（平成12年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「100分の102.5」を「100分の112.5」に、「100分の122.5」を「100分の132.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の55」に、「100分の60」を「100分の65」に改める。

附 則

この規則は、この規則は、公布の日から施行する。

（説 明）

人事委員会の勧告に基づき、勤勉手当の支給月数を改めるため、本案を提出いたします。

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年教育委員会規則第9号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（支給割合）</p> <p>第4条 条例第27条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員 100分の<u>102.5</u>（条例第9条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては100分の<u>122.5</u>）</p> <p>(2) 再任用職員 100分の<u>50</u>（条例第9条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては100分の<u>60</u>）</p> <p>2～3 （略）</p>	<p>（支給割合）</p> <p>第4条 条例第27条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員 100分の<u>112.5</u>（条例第9条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては100分の<u>132.5</u>）</p> <p>(2) 再任用職員 100分の<u>55</u>（条例第9条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては100分の<u>65</u>）</p> <p>2～3 （略）</p> <p>附則 この規則は、公布の日から施行する。</p>